

飛驒幕領における元伐稼と山方村々「相続方」

— 嘉永→安政期の御材木伐出方改正一件を事例に —

はじめに

一 飛驒幕領における林政の転換

二 嘉永→安政期の御材木伐出方改正一件

(一) 幕府勘定所の調査命令と郡代福王忠篤の上申

(二) 勘定所の疑念と福王忠篤の更迭

(三) 増田頼興の郡代就任と元伐仕法の改変

三 山方村々「余業相続方」の摸索

おわりに

はじめに

旧来の江戸時代における幕府・諸藩の林政に関する研究は、ややもすれば「山の木を伐って・運んで・売る」過程、すなわち森林資源の「利用」に関わる分析が中心であったように思われる。¹⁾しかし、二六〇年余にわたる江戸時代の林政を通覧すると、森林資源を精力的に「利用」し

飛驒幕領における元伐稼と山方村々「相続方」

ていた時期は、一七世紀のうちのごくわずかな時期に過ぎないと考えられる。

一七世紀における乱伐は、主として二つの時期に引き起こされた。第一は、戦国末から幕藩体制成立期にかけての国家支配システム確立にともなう時期、第二は、一七世紀末から一八世紀初頭の商業資本による山林進出にともなう時期である。前者は、戦国大名による城郭・砦の建設や統一政権による巨大城郭の築城、さらには新田開発にともなう耕地拡大のための山林伐採や街道・港湾の整備といった社会資本の整備過程における需要材の伐出しなど、いわば幕府・諸藩を中心とする国家・社会を形づくる際の木材需要を満たすための森林利用である。後者は、元禄前後における経済活動の活発化を背景として、相次ぐ寺院建立などの幕府主導の公共工事が実施された際に、木材調達の御用を請け負った豪商らによって山林への積極的進出が図られ、その結果、大量の木材が伐り出された。

このような一七世紀の乱伐は、各地において森林資源の枯渇をもたらし、「尽山」と呼ばれる森林の荒廃状況を現出させ、洪水の頻発など自然災害

太田 尚宏

を誘発する原因となつた。もちろん幕府・諸藩もこうした状況に対して無策であつたわけではない。第一の乱伐期への対応として、寛文期(二六六一―七三)を中心に林政改革が実施され、留山(禁伐林)の設定など山林利用の制限へと踏み出していく。また、第二の乱伐期に対しても、主として享保期(一七一六一―三六)に行われた林政改革により、用益樹種制限や計画的植林の遂行など、天然林の保続と人工林の創出という両面から森林資源の回復が企図された。

右のような林政史の流れを見ると、一八世紀以降の幕府・諸藩は、森林資源の「利用」に対して、非常にストイックな態度をとらざるを得なかつたと考えられる。木材の伐出しは、幕府・諸藩がその必要を認めた場合に限って行われ、それを除いては森林には極力手を付けず、資源の回復・蓄積が図られていったと見る事ができるのである。

それでは、幕府・諸藩が森林伐採を認める際の基準ともいべきものは何だったのか。その答えの一つが、山村地域に暮らす人々に対する「御救」であつた。「御救」は、単なる救恤という意味にとどまらず、百姓との間で交わされた領主による生活保障義務という側面を持つことは、すでに指摘されているところである。森林の「利用」に対しても、「御救山」という言葉があるように、救恤施策としての側面を色濃く持つことは過去にも指摘されてきた。その方法としては、①檜・樅などの領主用益樹種と栗・松などの住民用益樹種とを明確に区分し、住民用益樹種については制限を加えながらも一定の伐採を認める方法(尾張藩)、②飢饉や自然災害など、住民生活が逼迫した場合に限って、禁伐林の一部を開放して樹木の伐採を認める方法(盛岡藩)、③官製需要を創出し、山稼ぎ以外に生業を持たない地域住民に対して御用材の伐出しを行わせる方法(飛驒幕領)など、

多様なものがある。

これらの中でも、特に③に掲げた飛驒幕領の御用材伐出し(元伐稼は、その事業自体が「御救山」としての性格を強く持ち、山方村々の「相続方」を濃厚に意識した上で行われていた。本稿では、この飛驒幕領における御用材伐出しを事例に、森林資源の回復・蓄積と地域住民の生業維持との間に立って生産調整を図つた高山役所の動きを通じて、一八世紀以降の森林「利用」の具体的様相と、その中における為政者の山林に対する認識について検討してみたい。

なお、飛驒幕領の林政に関しては、岐阜県史や田上一生氏の研究をはじめ、筆者も若干の分析を試みたことがある。また近年では、高橋伸拓氏によつて精力的に研究が行われている。本稿では、これらの成果をふまえながら、主として幕末の嘉永―安政年間(一八四八―六〇)における高山役所の動向に着目することにした。

一 飛驒幕領における林政の転換

元禄五年(二六九二)に幕領へ編入された飛驒国では、前領主である金森氏が行つてきた「出雲守御台所木」を引き継いだ地元山方による林業生産と、金森時代の「商人請負木」を継承した請負生産の双方を並行して実施する方式をとつた。しかし、幕府による商人請負は、江戸商人が中心となり、他国の柚を大量に引き連れ、幕府から請け負つた御用木のみならず、幕府の権威を背景にして自己売買用の売木をも強引に伐り出すという略奪的伐採であつたといわれ、請負山の森林資源の枯渇は著しいものとなつた。また、請負事業により多数の人口が国内に流入したため、米が払底して米

個の高騰が著しく、飛騨国内の人々の生活を圧迫する結果をもたらした。

こうした事態に対して、地元山方は江戸へ出府して商人請負の中止を訴える嘆願運動を展開、その結果、正徳三年(一七二三)には南方山における商人請負の継続が認められないこととなり、幕府直営による元伐の制度が整えられた。商人請負はその後も北方の山々で継続されたが、享保一二年(一七二七)に代官長谷川忠国によって白川山での請負生産が中止され、一方で地元山方による伐出しを南方山に限定して、参加村数一二八か村、年間伐採金高を七五〇〇両とする「定式元伐」の方式が整備された。なお、伐り出した御用材の川下げ・海運については、元文四年(一七三九)より商人による請負制が採用されている。

その後、元伐生産は、年間伐採金高を漸減させつつ、南方山↓白川山(享保二〇年)↓北方高原山(宝暦三年)というように伐採地域を変えながら維持された。しかし明和年間になると、いよいよ森林資源の枯渇が顕著となり、明和九年(一七七二)には、ときの代官大原彦四郎紹正によって休山措置がとられるに至った¹²⁾。高山役所は、休山によってわずかに残された天然林の温存を図る一方、享保期に進められた植林政策¹³⁾によって創出された人工林を育成していくことで、森林資源の回復・蓄積を目指したのである。

さらに大原は、この休山措置に続いて、支配所内の農地を把握するための地改政策を推進することになる。大原の地改政策は、森林資源の枯渇という状況に直面して、従来の林業生産中心の生業構造から農業を中心とする生業へという飛騨幕領の中心産業の転換を図ったものと考えられる。実際に、このときの休山によって、元伐を行っていた一二八か村のうち、約六割にあたる八〇か村は、他家が可能であるとして元伐稼から離脱するこ

とになった。しかし、休山↓地改という強権的で矢継ぎ早の政策展開は、地元住民の生活不安をかき立てる結果となり、元伐維持を目的とした明和騒動、地改反対の安永騒動という抵抗運動を惹起させるに至り、大原の施策は十分な目的を達することができずに終わった。

大原による休山措置により、元伐生産は質的な変化を遂げた。すなわち、飛騨幕領の主要産業としての御用材の伐出しという位置づけから地元山方の生業維持策へという転換である。休山という措置が実行されたにもかかわらず、阿多野郷・小坂郷の四八か村については、他に頼るべき生業がないとして、その後も臨時元伐という名目で御用材の伐出しが許された。しかし寛政七年(一七九五)には、江戸の勘定方役人が現地へ派遣されて見分が行われ、さらに二三か村が元伐からの脱退を余儀なくされ、のちに「山方二十五ヶ村」と呼ばれることになる村々に対してのみ、「御救」としての元伐稼が許可されることになった。元伐金高も年間二〇〇〇両となり、さらに弘化元年(一八四四)には一割が減じられて一八〇〇両にまで減らされるに至った。元伐稼の規模は、参加村数では当初の約二割、金高では約四分の一へと縮小されたのである。

二 嘉永〜安政期の御材木伐出方改正一件

(一) 幕府勘定所の調査命令と郡代福王忠篤の上申
幕府勘定所にとって、飛騨幕領から伐り出された御用材は頭痛の種であった。相次ぐ伐採により大材となるべき樹木が減少した結果、御用材としては不適當な小角材ばかりが年々江戸の猿江材木蔵へ納入され、使い道の

ない材木が不良在庫となつて蓄積されていたからである。こうした現象は、すでに大原による休山以前から見られたが、勘定所としては地元山方の「御救」のためであるとして、毎年高山役所から提出される「元伐伺」を認めざるを得なかつたのである。

こうした状態が続いていた嘉永五年（一八五二）、幕府は当時の飛驒郡代である福王三郎兵衛忠篤に対して、次のような申渡しを行った。

【史料一】

福王三郎兵衛江申達候写

其方御代官所飛州南方山内式拾五ヶ村之儀、険阻深山之土地外余業無之由ニ而、御救之ため御林槻・栗・榎・柵・姫子之類并樽木等年々伐出被 仰付、右村々江壱ヶ年千八百兩之元伐賃被下置候処、近年山方追々遠山ニ相成由ニ而、兎角小角材伐出、諸向渡方ニ差支、自ら御圍ニ相成、朽腐材も出来御不益不少、且御材木運送方之儀中村屋七兵衛請負いたし、山方ニ而木品請取、尾州白鳥湊迄川下運送賃金式千兩程、白鳥湊方猿江御材木蔵迄海上運賃千式百兩余、御代官請入用相束不少御入用相懸候処、近年川下流失木、海上難船、其余御材木蔵拮木等も多、諸木者三本九分、樽木者式拾九挺六分ニ付、代り櫓尺ノ壱本相納候元極ニ者候得共、前々者流失等多分ハ無之候処、追々相嵩、山方ニ而請取候木材四分通者弁木ニ相成候而御損失不少、右体夥敷相成候儀如何之訳柄ニ候哉、自然不正之取計有之間敷共難申、近来之通小角類多、其上流失木等多分ニ相成、弁木いたし候様ニ而者、御損失際限も無之儀ニ付、相続方別段勘弁可有之哉、登山之上山方之模様相糺、并請負

人運送取計方等事実取調、見込之趣可被申聞候、尤是迄之仕癖如何之弊有之間敷とも難申筋ニ付、是迄右携候もの共江承り、却而難相分廉も可有之候間、篤々思慮いたし可被申聞候事

これによれば、幕府は、前述したような御用材の不良在庫問題を指摘したうえ、御用達町人の請負となつている運材についても、近年では川下げの際や海上での流失木が多くなり、伐り出した材木の四割近くを弁木で賄わなければならず「御損失際限も無之」状態であるとして、山方や運材請負の様子を調査し、地元山方の「相続方」について、別の方法を考えることはできないかを検討せよと命じたことがわかる。

この幕府の調査命令に対し、福王は翌六年一月に報告書を提出した。これによると、御用材に細木・疵木が多くなつてしまふのは、近山の木を伐り尽くしてしまつたため、遠山へ入つて細木を伐採を行わなければならず、しかも十分に乾燥してない生木を谷出しするため、どうしても細木・疵木が増えてしまふのだと述べている。運材請負に関しては、請負人である中村屋七兵衛の下代を務める益田郡中切村の勘右衛門という者が万事を取り計らい、木品・間尺・員数の不足などにも食着せず材木の引渡しを受けてきたため、損失が増えてしまつたとする。しかも、本来ならば山方から請負人へ材木を引き渡す際に立ち会ふべき地役人たちもそれを怠り、さらには地役人の中に勘右衛門から借金をしている者なども多く、勘右衛門を解雇したくても、地役人の口利きによりそれができない状態が続いていたという。結局、勘右衛門は、嘉永五年に代官が交代したことを機に取り放ちになつたが、そのあとに下代となつた久右衛門という者も万事に不案内で、その結果、損木を多く出してしまつたと述べている。

一方、山方村々の「相続方」について福王は、「此後稼方休山被仰付候

而者相統方必至与差支、弥増困窮ニ落入、退転分散等歴然ニ而、外余業救方仕法も差当り無之ニ付、元伐稼相統之義、是迄之通御居被置候様仕度」とあるように、これ以上の休山は山方を困窮させるだけであり、かといって他の稼業につかせることもできないので、これまで通り掘え置いてほしいと要望した。そして、以後六、七年間について、元伐材の六、七割程度を小角材で納入することを許してもらえなければ、そのうちに大材を取ることでできる成木が増えるので、御用弁もよくなるであろうという見通しを記している。

さらに福王は、御林山の取締りにについても、従来置かれていた山見役が「身薄之百姓故、村々取用も悪敷、其上何れも困窮之ものニ付、自己之家業ニ被負、自然見廻り方等等閑ニ相成、山内取締も不行届」という状態であつたことを指摘し、かえって「種々悪弊を生し候心得違之者」も存在するとの見方を示して、彼らに代わり「高持之名主又者百姓ニ而も相成之高持ニ而篤実正路之上御用立候もの」を選んで山見重役と名付け、取締りを行わせたいとの意向を伝えた。福王は、このような一定の経済力を有する「相成之高持」の者が取締りを行うならば、「村々取用も宜、良木生立・苗木手入等ニ至迄行届可申」あるいは「俗ニ山師与相唱候奸曲之もの候弁を以申掠メ候共、盗伐者勿論山内不正之取計ニ者、身薄之山見与違、中々馴合申間敷」と述べて、森林の維持・育成や盗伐などの不正の防止に役立つとの見解を示し、益田郡下原町村の名主である加藤文助ら六名について、まずは「見様」として山見重役に就かせる旨を上申している。このとき福王の「手限」で採用された山見重役は、折々に御林山内を見回つて下草の除去などを行い、良木の育成に努める一方、安政二年（一八五五）には、自らの資本を投下して年間一〇万本ずつの植林を実施したいと献案するなど、

森林資源の保護・育成に尽力することとなる。

以上の福王の上申は、勘定所にとって「一通りハ尤之筋ニも相聞候」という内容であつた。しかし、当初から勘定所が望んでいた元伐以外の方法による山方村々の「相統方」の実現については、適当な案を示すことができず、現状を維持する方向を要望せざるを得なかつた。一方、山内の不取締りに関しては、村々から取締りに出精する旨の請書を提出させて、ひとまず事態の収束を図つた。

しかしその後、勘定所がさらに飛騨国の元伐に関する情報を集めていくと、その実態は「旧來之仕癖ニ相泥ニ不正之取計方いたし候成とも相聞候」という状況であることが判明した。

(二) 勘定所の疑念と福王忠篤の更迭

勘定所は、元伐稼における「旧來之仕癖」や「不正之取計」を看過できない問題としてとらえ、これらの有無を調査するという名目で、安政二年（一八五五）から元伐を一時見合わせる旨をほめかした。

これをうけて那代の福王は、元伐以外の方法で山方村々の生活維持を図る妙案が浮かばないまま、二、五か村に対して「元伐稼ニ替り候余業ニ而相統方仕法附可致」という申渡しを行わざるを得ない事態に追い込まれた。しかし、山方村々は「右稼ニ離、差当可相始稼者更ニ無之、是非共元伐稼相願候外他事無之」として譲らず、福王も現地の実情を再度探索した結果、「作物者稗一作之外取実無之」「外余業一切無之」という土地柄で「全御材木御救伐之御影」で生活が維持されているのは間違いないとして、対応に苦慮することになった。

そこで福王は、元伐賃を継続させるためには、元伐賃の減額を行う以外にはないと考え、二五か村に対して元伐賃の一割削減を打診した。しかし、これまでもたびたび元伐賃の削減をうけて疲弊している山方村々は、これ以上の減額は認められないとして、これを頑として拒絶した。目立った削減額を示して勘定所の理解を得なければ、「元伐賃」を出しても許可されないと考えていた福王は、粘り強く二五か村の説諭にあたった。すると、思わぬところから新たな道が開けてきた。

実は、二五か村に対して元伐賃の減額を示したのと同時期に、高山役所は、御用材の運送請負人を務める中村屋七兵衛に対しても川下げ・海上運送賃の引下げを要求していた。しかし、文化一〇年（一八三三）に一〇〇両、弘化二年（一八四五）にも五〇両の川下げ・海上運送賃を減額されている中村屋にとつて、この要求は受け入れられるものではなかった。数度にわたつて交渉を行つても中村屋は承伏せず、ついには「此上減永吟味請候而者、受負御免相願候外無之」として運送請負人の辞任を願ひ出たのである。

そこで福王は、中村屋が退任した後の川下げ・海上運送を二五か村に請け負わせることを思いつき、この案で山方村々を説得したうえ、「川下・海上共一式、山方受負被仰付候ハ、元伐賃・川下賃之内壹割通宛掛方いたし、尤海上運賃之儀は是迄之金高を以、永続元伐被仰付度」というように、元伐賃・川下賃をそれぞれ一割減額したうえで二五か村の請負にしてはどうかという伺書を勘定所へ提出した。

しかし、勘定所の元伐に対する疑念は晴れず、ついに同年から元伐を一時見合わせる事が決定された。この措置に対して二五か村では、翌安政三年に惣代を江戸へ遣わし、勘定奉行に元伐再開を求める出訴を行ったが、この件は調査中であるとして、帰村のうえ支配所の下知を待つよう仰せ渡

され、安政四年五月には訴状が返却されている。

勘定所では、元伐に関わる「旧来之仕癖」や「不正之取計」についての疑問点をまとめ、郡代の福王に対して回答を求めた。勘定所が抱いた疑問のうち、主要な点を整理してまとめると、次のようになる。

⑦山方村々のための「御救伐出」といながら、実態は「惣代」や「重立候者」の請負同様になっている。彼らは、小前の者たちへ元伐賃の一割を「飯料」として与えるのみで、人足についても都合のよい村々から雇い入れるなどの方法をとリ、結局「惣代」や「重立候者」だけが利潤を得るだけで、小前たちの助成にはなつておらず、本来の「御救」という目的を失っているのではないか。

⑧実際には、休山しても、小前の者たちは難渋を申し立てるほどのことはないのではないか。休山すれば「重立候者」たちが私欲を貪ることができなくなるため、幕府へ元伐の維持を訴え出ているだけなのではないのか。

⑨元伐同高の二倍・三倍にもおよぶ伐採を行い、伐り出した材木の一部を改め場所まで運ばずに「不正之取計」をしてはいないか。また、御用材の改めの際に、寸間不足や疵割れで改め除けになった材木は、白木稼用に払い下げて運上をとつたり、願ひにより百姓家の家作木として遣わしてきたが、最近、これらの材木の行方がわからなくなつていゝる。さらには、檜などの盗伐もあると聞き及んでいる。

⑩山見役や中村屋の手先たちが私欲に走り、御用材の川下げに事寄せて、不正の「紛木」を運材してはいないか。

⑪前々から苗木の植付けを行つてきたが、植付け後の管理が行き届かず、また、自然に生えている苗木を引き抜いて植付けに用いるため、大し

て根付いておらず、植林は「申訳之名目」に過ぎないと聞き及んでい
る。

⑦山々の木を切り尽くしたというが、北方山は休山してから時間も経っ
ているので、すでに繁茂しているのではないか。

⑧二五か村には全く「余業」がないとはいえず、田畑も存在し、養蚕な
ども行われているのではないか。

御用材の伐採・渡場^{どば}での改め・川下げといった一連の作業のいずれにも
不正を感じさせる痕跡があり、元伐が一部の者の私欲によって運営され、
本来の目的から逸脱している、というのが勘定所の疑念であった。しかも
植林の実効があがっていなかったり、北方山の森林が更新されているのに
御用材に取り立てる木々がないなどと虚偽の上申をしているのではないか
と、高山役所へも疑いの目を向けていたのである。

勘定所は、右の諸点について「一際踏込駕身探索いたし、是迄之悪弊一
変いたし、御救伐出之御仁恵正路ニ行渡ル趣、見込相立候ハ、格別、且何
れニも否可申進、其次第二寄、寛政度之例を以、勘定方当地江被差遣、仕
法改方可有之も難計候」と述べて、高山役所においていっそう踏み込んだ
調査を行い「御救伐出」の名目が立たない限りは、勘定所の役人を現地へ
派遣して強制的に「仕法改方」を断行することも辞さないと主張した。

これに対して福王は、安政四年一月二十九日付で書簡を送り、勘定所の
役人に対して憤然とした調子で反論している。

まず、⑦の点については、高山役所は元伐に際して二五か村の稼高に
応じて割付を行い、これを帳面に記録して山方惣代へ渡しており、惣代はこ
れをもとに各村の百姓へ割付を行っているとし、惣代たちの恣意で元伐が
運営されているのではないと指摘する。さらに、「飯料」というものは存

在せず、似た言葉で「判代」というものはあるが、これは百姓自身が働け
ない場合、縁類や相触惣代に仕事を任せることがあり、その際に自分の取
り分のうち二〜三割を「判代」として受け取り、残りを仕事の諸雑費とし
て渡すことがあると述べている。これについて福王は、「登山不致もの迄
賃永頂戴相続いたし候段、則御仁恵之程、末々迄貫通いたし候事与存候」
と述べて、山へ出られない者にまで賃永が下される点を強調し、「御救」
としての元伐の趣意を百姓たちは深く認識しているはずだと主張する。

また、人足に關しては、「山出し・谷出し者至而巧者ニ無之候而者材木出し
方不相成」と述べて、運材には特殊な技術が必要であるため、熟練した者
を雇い入れることはあっても、単に都合がよいという理由で雇うことはな
いとしている。

④については、家数七五〇軒余、人数にして四二九〇人余の二五か村に
對して、下付予定の元伐賃は一六二〇両で、一年間の生活を十分に賄える
額ではないが、休山になれば、少額であっても助成を失うことになり、し
かも旧来から仕馴れている仕事を離れては相続の見込みもなく、小前たち
が難渋するのは必至であると主張する。また、「惣代」や「重立候者」も
特別な得分はなく無給で勤めており、もし私欲を貪る者がいれば小前の者
たちが黙っておらず、ただちに交替させるだろうと述べている。

⑤に關しては、山内の数か所で伐採を行うため、渡場へ集めた際に本数
の過不足が生じることはあるものの、もし過木となった場合には、刻印を
消して渡場に囲い置き、翌年分へ組み込むなど、元伐同高と異なることが
ないように取り計らっており、同高の二倍・三倍におよぶ伐採は一切行っ
ていないと反論する。また、白木稼や家作用に用いる材木については、改
めの出役を派遣してチェックを行っているとす。盗伐については、広い

山内で見廻り方が行き届かない場合があり、時により盗伐されることもあるが、その際には吟味を行い、勘定所へもそのつど報告していると述べている。

⑤については、山見役は御林の見廻りや伐採のときの立会いをするのが役目で、川下げには関わっていないとし、また、川下げの際の改め出役の人数を規定通りに直し、運送請負人の中村屋に関しても取締りに念を入れるよう申し渡したので、下原中綱・下麻生稗場・白鳥湊のいずれでも「紛木」は見つかっていないと主張する。

⑥に関しては、南方村々は稼方に直接関係するため、植林には熱心に取り組んでおり、際立って見事に生い立った場所も数多くあるとし、しかも安政二年からは山見重役の出金により、三年間で三〇万本の増植えを実施しているところであり、地味によっては一部に立枯れを起こした場所もあるが、これをもって「過半不根付」と評価するのは適切ではないと主張する。

⑦については、北方山は一部を除いて檜は少なく、槻・桂・栗などが中心で、しかも近山は雑木立ちの所が多く、御留山となっているのは深山であり、檜は九寸角ぐらいでそれほど太木はないが、槻・桂・赤松には太木が潤沢に見られる箇所もあると報告している。

⑧については、二五か村を合わせても石高は五九〇石に過ぎず、このうち田高は四〇石余、畑高は五四〇石余であり、地味も悪く雑穀の一毛作が中心で、田方では専ら稗作が行われ、夫食は十分ではないとする。養蚕に關しては、国内で流行しているものの、山勝ちの二五か村では、遅霜の影響などにより、蚕の餌となる桑の生育が不十分で、「余業」になるほどには至っていないと述べている。

福王は「拙者儀、飛驒国江引越候以来、土地柄并人氣之様子等見分おひ、御時節柄御不益無之様、且御仁惠之程末々迄行渡、村々永統之儀取計候者素方主役之儀ニ付、種々勘弁仕」とあるように、現地に駐在して土地柄や人々の氣質などもふまえたうえで、幕府の不利益にならず、かつ「御仁惠」が行き渡るように、住民の「永統」のために努力してきた点を強調し、また「別而山方村々之儀者余業無之、御材木伐出御差止相成候而者実ニ難波之段相違無御座候間、御救伐出之儀も追々申上置候儀ニ有之」というように、山方二五か村には「余業」がないため、元伐稼を差し止められると難波するのは明白であるとして、再三にわたり「御救伐出」を求めてきたと述べて、勘定所が抱く数々の疑念は当たらないと主張した。

しかし、こうした反論もむなしく、翌安政五年三月、福王忠篤は飛驒郡代を解任されるに至った。幕府は、新たな飛驒郡代として増田作右衛門頼興の就任を決め、同年五月に現地へ赴任させることとなる。

(三) 増田頼興の郡代就任と元伐仕法の改変

増田頼興が郡代として飛驒国へ赴任する直前の安政五年四月九日、勘定奉行の土岐撰津守朝昌は、増田に対して元伐稼の調査に關する申渡しを行った。

その内容は、以下の通りである。飛驒国では「生民」の「御救」のため、古米より元伐稼を行わせてきたが、「追々御主法相崩、当時者御救之趣意村方小前江行渡不申、種々悪弊有之哉ニ相聞」という状態なので、「先支配」の福王忠篤へ「山方や運送請負人の様子を取り調べて考えを述べるように」と命じ、その返答も「一通りハ尤之筋ニも相聞候」という内容であった。

しかし、実際には「表向者山方引受之姿ニ申立、内実信濃屋庄三郎江為引受候見込哉之取沙汰ニも相聞、御取締筋腕与相立候共難決候」という状況であり、本来ならば勘定所の役人を現地へ派遣して調査させるべきところであるが、増田が郡代として赴任することになったので、それは取りやめて増田に調査を委ねることにする。元伐村々はもちろん、「地元一体之様子柄」をよく調査して、「元伐以外の「別段」の方法で「御救之任法」を考案し、その見込みを書面に提出せよ。

右に示した内容のうち、「表向者山方引受之姿ニ申立、内実信濃屋庄三郎江為引受候見込哉之取沙汰」というのは、福王が安政二年に勘定所へ提出した伺書の内容に関する指摘である。前述したように福王は、中村屋七兵衛が運送請負人を辞任するに際して、元伐賃・川下賃を一割減とする代わりに、運材も山方村々に引き受けさせることにしたいと申し出ていた。しかし内々には、山方村々が行うべき運材を、江戸材木商の信濃屋庄三郎へ下請けさせるように取り計らっていたようである。

信濃屋庄三郎¹⁶は、小白木商売から身を起こし、天保一五年（一八四四）の江戸城本丸炎上に際して再建御用材の仕出請負人となり、さらに嘉永五年（一八五三）までには深川木場材木問屋の株を取得して材木問屋となった人物で、弘化一嘉永期（一八四四一五）における大井川流域の駿州井川・遠州千頭地域での御用材仕出請負人としての活躍は、元禄期の紀伊国屋文左衛門の「再来」とまでいわれたほどであった。彼は、安政期（一八五四一六〇）に入ると、事業の中心地を名古屋へ求め、美濃・飛騨・伊勢などの地域における集材・運送活動へと進出していった。信濃屋は、小白木商売を行っていた頃より飛州小坂郷の人々と結びつきがあり、こうした旧縁がもとになつて元伐材の運送の話が舞い込み、それが具体化されていったのか

もしれない。

しかし、表向きは山方村々の請負でも、内実が信濃屋に「丸投げ」した形になれば、元伐取締り本来の趣意が損なわれるのは確実であった。そのため、この情報を耳にした勘定所では、再度実情を調査する必要性を認め、増田にそれを任せたのである。あるいは、前任の福王忠篤が更迭された背景には、この問題をめぐる引責という側面があった可能性もある。

ともあれ、飛騨郡代として着任した増田は、関係者への聞き取り調査や山内の見分を再度実施し、五か月後の安政五年九月に勘定所に対して「内慮伺書」を提出した。

【史料2】

右式拾五ヶ村山内井土地柄之様子見分相糺候処、いづれも極山中谷間之村方ニ而、少々山畑有之候得共、稗・蕎麥等一作之外出来不申、是以信州御嶽・飛州乗鞍ヶ嶽与唱、高山東南ニ覆有之場所ニ付、盛夏ニも雪降、嚴寒之時候ニ相成作毛者勿論諸草木共枯凋候儀間々有之候ニ付、無滞作物取入候義者少、右ニ付栗・栃・檜等夫食之足合ニ相成候品も多者不相生、且又蚕飼・紙漉・布を織候儀者飛州一体第一之余業ニ候処、是又式拾五ヶ村者前文之次第ニ而桑・楮・麻之類生立不申候ニ付、右稼も難出来、此上營方可申付産業も無之、仮令拝借又者買請米等一時御救被成下候とも、村数多之儀、年々人別御手当行届候者不容易御出方可相成、左候迎此假遊食いたし居候而者返納等之手段も出来申間敷、差向元伐稼之外御救ニ相成候仕法見込も難申上、併元伐稼之儀も逐年如此成行候ハ、終ニ者山々伐尽、其期ニ至差支可申者眼前之儀ニ付、都而御林山内取締相立、且式拾五ヶ村ニおゐて元伐相止候而も何与歟渡世可相成所置之儀者、尚取調別段相伺可申奉存候得共、

夫迄之処山方・運送方等御取締筋之儀者幾重ニも嚴敷取計、是迄之通御材木元伐を以御救被仰付候様仕度…(後略)：

右の引用は、「内慮伺書」のうち、山方二五か村の土地柄と産業について言及した部分である。これを見ると、二五か村は険しい山々の谷間に位置し、畑も若干はあるものの、わずかに稗や蕎麦を作る程度であり、しかも厳しい氣候により毎年滞りなく作物を収穫できる可能性は低く、栗・栃・楮などの補助食糧も多くは実らない土地柄であるという。また、養蚕・紙漉・機織りなどの余業についても、飼料や原料となる桑・楮・麻が育たないため、行うことは困難であるとする。さらには、拝借金や買請米などの助成手段で収入を得たとしても、村数が多いため一人ずつに行き届くまでには至らないと述べて、さしあたりは元伐稼を継続していくしか方法はないだろうと指摘している。しかし、元伐稼も永年にわたって行えば、山々を伐り尽くして差し支えが生じるのは確実であるとして、以後の山内取締りを厳重にするともに、元伐稼をやめても生計が成り立つような措置を講じる必要があるとし、この点に関しては後刻改めて伺書を差し出したいとしている。結局、再調査においても山方村々の実情が大きく変わるはずもなく、郡代の増田としても、伐採・運材の取締りを強化したうえで、「是迄之通御材木元伐を以御救被仰付候様仕度」という回答をせざるを得なかったのである。

また、勘定所が不審を抱いた信濃屋庄三郎の運材下請けに関しては、前運送請負人の中村屋七兵衛が辞任してしまつと、幕府から元伐の下知そのものが下りなくなるのではないかと心配した山方村々が、ひとまず運材を引き受けることにしたものの、川下げや海上輸送は「不手馴」で、とても行き届いた措置を講ずることはできないと考え、「内実信濃屋庄三郎江為

相任候筈及対談候」と、村々において内々に信濃屋庄三郎へ委託するとう相談がまとまつたようだと述べている。以上の経緯から、山方村々による運材の請負が不可能であると考へた増田は、「貳拾五ヶ村江者元伐而已被仰付、川下ヶ・海上運送之儀者余人江受負被仰付候方奉存候」というように、二五か村に対しては従来通り元伐のみを行わせることとし、運材については別の請負人を立てる方向で調整を図った。これに関して増田は、当初、中村屋七兵衛の復帰を考へていたが、中村屋も「近頃身上至而不如意ニ相成候」ということで、結局あきらめざるを得ず、「人物非身元宜もの相撰、請負吟味仕可申上与奉存候」とあるように、中村屋以外の人物を選定して上申することを提案した。

一方、山方村々に行わせる元伐に関しては、前郡代の福王は元伐賃の一割削減の方針を打ち出していたが、増田は安易な減額に頼らず、伐出しの効率化を図ることで経費の節減を目指した。

【史料3】

元伐賃壹ヶ年之高者是迄之通御居置、假令者午・未両年分を午年一度ニ伐出被仰付、未年者休山いたし、申・酉両年分者申年一度之伐出方ニ被仰付、兩度之谷出しを一時ニ合し候而取計候ハ、聊甘キも可有之間、右ニ而仕理させ可成丈太木之分為伐出候様申付、其上休山之内、跡伐出之山々等も得与取調伺置、時節見計元伐・谷出し・川下ヶ等も都合十分ニ行届候ハ、流失其外失墜も自然無之、且又右ニ付而者出役御入用等午聊も相減御益之筋故、当分之處御試ニ右之振合を以伐出被仰付候様仕度奉存候

右の部分は、「内慮伺書」のうち、増田の提案について記した部分である。これによると増田は、元伐賃を従来通りに据え置いたまま、毎年行つ

ていた御用材の伐出しと谷出しを二年分まとめて隔年に実施することで経費を節減し、二年のうち休山となる年には、山内の取調べを行って次年以降の元伐・運材を円滑に実施できるような態勢づくりにあてたらどうかと述べている。しかも、伐出し・谷出しを隔年に実施すれば、高山役所から派遣する出役の入用も減るので「御益筋」ではないかと指摘する。

また、納入する御用材について、江戸の勘定所や材木石奉行から「木品・寸間等色々注文有之」という点については、御林一円に樹木が繁茂していたときには注文に応じることが可能であったが、「至而木薄」となっている状況のもとでは、注文通りの太木を確保するために多くの山に入らなければならぬものの、結局わずかな数の材木を伐り出すことにしかならず、かえって山方村々の疲弊につながるとして、「元伐稼之義者、重木軽木・長之長短・角之大小組合せ方、村々損益之差引無之様、程々御救可相成趣を以取調相伺候義ニ候」という元伐稼の原点に立ち返って処置したいとの意見を述べている。

こうした「内慮伺書」をうけて、勘定所では対応を協議し、同年二二月二七日、増田へあてて次のような書簡を送った。

【史料4】

御状致拜見候、然者飛州南方山内式拾五ヶ村相続方之儀ニ付、御内慮御伺之趣一覽、奉行衆江も申上勘弁いたし候処、いづれも年来之元伐相止候而者村々難波之趣ニ而、余業相続方御取調中西三ヶ年元伐稼ニ而相続之儀御申越候得共、右者品々悪弊有之哉ニ而卯年以來見合相成候儀ニ付、是迄之元伐賃ニ而者村方之もの共心緩も有之、休山之形も無之、自然余業稼之仕法も附兼可申候間、際立候減永も相成候ハ、余業相続方取調中之儀故、元伐被仰付候儀も可有之候間、減永勘弁之上、

川下・運送其外受負人等篤与御糺之上御取調直し、猶御伺相成候方と存候、此段御報旁可得御意如斯御座候候、以上

十二月廿七日

未正月廿五日写、江戸表江差立

鈴木 大之進印
吉川 幸七郎印
後藤 錠太郎印

増田作右衛門殿

この史料によれば、勘定所では、「内慮伺書」の内容を奉行らへも報告して、なお検討した結果、元伐稼がなければ二五か村が難渋に陥るということに関しては理解を示して、「余業相続方御取調中」という名目で元伐稼を再開することについては、大筋で了承される見込みであることを伝え、元伐賃を従来通り据え置きたいとする増田の考えには、「休山之形も無之」として反対し、山方村々が「心緩」にならず「余業稼之仕法」を見出すためにも「際立候減永」が必要であるとの見解を示して、この点を考慮したうえで再度伺書を提出するようにと促した。

勘定所の回答を受け取った増田は、元伐賃の引下げについて山方村々の説得にあたった。しかし村々は、「是迄之元伐賃ニ而も諸雜費不引足、難波およひ候」と述べて、容易に引下げには応じられないとして譲らなかつた。そこで増田は、勘定所が求めていた「太木の納入」という点を引合いに出し、「今般改而太木伐出候ニ付而者、先前立入不申深山迄も入込元伐いたし、殊小谷之所太木谷出いたし候ニ者格別入用相掛候」という理由で、一尺角以上の太木に関しては従来通りの元伐賃を適用し、それ以下の材木については5%の減額として、元伐全体の目当高も一七〇〇両にまで引き

下げるといふ案を提示して、再び勘定所へ伺いを立てた。

元伐賃の減額が明示され、勘定所としても不満が解消されたことから、安政六年二月二八日、勘定奉行の松平式部少輔近韶は「先前之通重モ一尺角以上伐出候積」といふ条件をつけながらも、「余業相続方取調中之儀故、四ヶ年之間元伐稼被仰付候間、末々迄御救筋行届候様可被致候」とする申渡しを行い、安政二年以来「見合」の状態になっていた元伐稼は再開されることになったのである。

三 山方村々「余業相続方」の模索

以上のような経緯で、山方村々による元伐稼は再び実施される運びとなったが、郡代の増田には、「余業相続方」をいかに創出するかという課題が依然として残されていた。「余業相続方取調中」を理由に許可された元伐稼の期間は、安政七年（万延元年・一八六〇）から四年間であり、増田はこの間に一定の結論を出さなければならなかったのである。

そこで増田は、元伐再開から約一年が経過した文久元年（一八六一）六月、二五か村の新たな相続仕法に関する「内慮伺書」を作成し、勘定所へと提出した。

【史料5】

往々余業を以相続仕法之儀再三取調候得共、前文委細申上候通之土地柄ニ付、何れも山稼を除、外ニ相続可仕様者更ニ無御座、然ル処一國皆御林山之儀ニ付、御材木元伐被仰付候外見込無之、依而者御林山之内楢・樺・して等之雜木立、或者篋竹与唱候篠竹而已生立、御用木可相成木品者勿論有用之品聊無之、御林山之名目而已ニ而何之御益ニ不

相成山々も数ヶ所有之候付、右様之場所家数・人別之多少ニ寄、每村相應ニ百姓持山ニ被下置、竹木伐払、有用之木品苗木植付、右を以他國出白木為相稼候ハ、相続差支有之間敷儀与奉存候、尤可成丈成木早キ杉・榎等之木品を撰為植付候ハ、式拾ヶ年程も相立候上者白木稼出来、御材木元伐稼不被仰付候而も銘々持山稼を以ヶ成相続可申哉ニ奉存候

右に引用したのは、このときの「内慮伺書」のうち、新しい相続仕法に言及した部分である。これによると、前述したような飛驒国の土地柄を考えると、山稼ぎを除いては二五か村が生活を維持する方法はないのであるが、「二國皆御林山」という飛驒国内の山々の特徴がかえって制約となり、幕府の御用材を伐り出すほかは手段がないと述べて、御林山に依存せざるを得ない山方村々の構造的な矛盾を指摘する。そこで増田は、御林山のうちで楢・樺・四手などの広葉樹や篋竹といった建築用材にはなりにくい樹木が繁茂して幕府の「御益」にはならない山々の一部を、山方村々に割譲して「百姓持山」にし、そこに生長の速い杉や榎を植林して白木稼ぎを行わせたかどうかと提案した。もちろん、分与した「百姓持山」に植林を行ってもすぐに白木稼ぎができるわけではないが、二〇年程度の年月を見込めば元伐稼に依存しなくても持山での稼ぎが可能となると考えたのである。

これに対して勘定所では、翌文久二年七月、増田に対して返答の書簡を送っている。これを見ると、増田の提案については「右者即今之稼方ニ相成候訳ニも無之候得共、外ニ産業も無之候上者敷敷儀ニも有之候間、御見込之通被仰付候儀も可有之」と述べて、勘定所は一定の理解を示した。しかし、幕府の所領である御林の一部を「百姓持山」として割譲するのは「不容易筋」であるとの理由により、「相当之年季を極、御貸渡之積」にする

のが妥当ではないかとの意見を述べている。一方、この書簡を受け取った増田は、この翌月に再び勘定所へ書簡を送り、年季貸しにした場合、木々が生育する以前に年季明けになってしまつて「見届」ができず、かえつて植林・育林の意欲を削ぐ結果にならないかとの懸念を伝え、「永拝借之積も不被仰付候而者不行届義も可有之歟」と、年季貸しではなく、少なくとも永拝借の形にしくはなくては、十分な効果は得られないのではないかと主張した。

このような一進一退の議論の末、ついに元伐が許可された最終年限にあたる文久三年となり、増田は同年二月、再び相続任法に関わる「内慮伺書」を勘定所へ差し出した。

【史料6】

御林山年季を以御貸渡之訳ニ而者、村々之もの共何時御引上可相成も難計様相心得、氣込も不宜、自然苗木植附・成木手入等も等閑候様罷成候而者元米之見込相違いたし、仕法相立兼可申哉ニ奉存候間、無年季永拝借被仰付候歟、又者安永年中飛州一國地改之節、御林山之内焼畑見取請被仰付候例も有之候間、御用材可相成木品無之雜木立・柴草山等之内、百姓持山ニ被下置、右焼畑見取御年貢之見合を以、反別壺反歩ニ付壺ヶ年米何程宛身相定、山年貢上納場も被仰付候共、兩様之内ニ被成下候様仕度奉存候

ここにおいて増田は、御林山の一部を永拝借地として苗木の植付けを行わせるという従来案に加え、大原紹正が安永年間に御林山の一部を割いて焼畑用地とし、村々へ見取年貢を課した事例を引合いに出し、雑木立の山や芝草山の一部を二五か村へ割り渡して植林を実施させ、そこに一定額の山年貢を課するという方法もあわせて提案し、どちらかを用いることにし

飛騨幕領における元伐稼と山方村々「相続方」

たいと述べた。

しかし勘定所では、このときの伺書にあつた「焼畑見取請」という文言を、二五か村に焼畑経営をさせるものと取り違えて理解し、これに沿つた評議を行つて、同年八月に「今般評義之上焼畑見取受之積ヲ以、貴様夫々場所御見分、檢地之上、地所割渡方并御年貢等巨細御取調、猶御伺有之候様、奉行衆被仰渡候」という指示を与えてきた。これに対して増田は、同年一〇月、「右者素々焼畑見取受等可被仰付場所ニ無之、雑木・柴木立極險阻岩壁等之御林山之儀ニ付、引分ヶ村高人別ニ応し割渡、諸苗木植付追年白木為相稼、往々相続出来候様可相成与之見込」と述べて、村々に焼畑耕作を行わせるのではなく、あくまでも植林をしたうえ白木稼を行わせる目的で御林山の割渡しを行いたいのだと主張した。

右の提案に関するその後の経過については、残念ながら関係史料が乏しく、その詳細はわかつていない。増田は元治元年（一八六四）四月に勘定吟味役へと転出し、翌月に後任として着任した高柳小三郎元職も、慶応元年（一八六五）一〇月に出張先の越前国本保陣屋で急死するといった事態が発生、一方の幕府も、御進発をはじめとする幕末の政情不安の影響でこうした問題への手が回らず、結局そのまま沙汰済みになつてしまつた可能性が高いと思われる。

しかし、この御材木伐出方改正一件をめぐる、幕府勘定所と高山役所との間で、元伐生産と山方村々「相続方」の関係に関する問題が本格的に議論されたこと、またその内容からは、森林資源が枯渇した一八世紀以降の領主による森林「利用」の意義付けとその実態を浮き彫りにする意味で、きわめて興味深い論点を提示してくれているものと思われる。勘定所は、幕府にとって有益とはいえない木材の伐採を続けることに関して、経済的

負担が大きいとして忌避する姿勢を鮮明にするものの、山方村々の「相統方」を前面に出して継続を願う飛騨郡代の主張に対しては、妥協的にならざるを得ず、元伐稼を許可し続けなければならなかった。一方、飛騨郡代は、勘定所から命じられた「余業相統方」を創出するために、支配地である御林山の一部を山方村々へ割譲・分与して村々の生活基盤に宛てる方策を打ち出すなど、「一國御林山」という飛騨獨特の地域構造を抜本的に見直すことが不可欠であるとの認識を示したのである。

おわりに

先に掲げた【史料5】にも見られるように、飛騨郡代の増田頼興は、「何れも山稼を除、外ニ相統可仕様者更ニ無御座」という山方村々の元伐稼に代わる生業維持策として、白木稼に着目した。白木稼とは、縦・姫子・唐檜やその他の雑木など、御用材になるような上木以外の樹種を用い、縁木・天井板・かまち木などの小型の建築用材や、桶木・椀木・はし木などの加工用材、さらには薪木呂といった燃料材を伐り出して売りさばくというものである。増田の提案には、割譲した御林山に生長の速い杉・榎などを植林させ、これらを白木稼の用材として利用させるとあり、永年の元伐稼によって減少した檜・樺などの上木を使用せずにこれらの保統・回復に努めつつ、上木以外の樹種について、一本の樹木から小規模用材を集約的に採取する方法を用い、伐木数の減少を図ったものといえる。

このような方法で天然林の荒廃を防ぐ一方、享保―延享期以来展開されてきた植林による人工林の創出は、福王・増田の郡代在任中に一層の進展を見せた。

【史料7】

一 右植木近年迄植付之分者 諸苗木植込ニ而、且殊之外間狭ニ付、年々繁茂ニ随ひ枝葉すれ合柴木同様相成、畢竟無事ニ悉成木者無覚束候間、山見・村役人申合懇心頭厚く世話いたし、根付候内ニ而も細木之分者可成丈ケ間をすくり、外江植広め、往々征合宜敷大木ニ相成候様心付、蔓草・下藪等者毎年度々芟払、急度致手入見分請可申候

一 右植木当未春り植増之分者、元場所統ニ植添、尤其模様ニ寄場所替いたし候、而も不苦候、凡植付方左之通

檜者山之尾通り又者山腹ニても土目相成之地所見立植付可申候

樺・杉者山陰又者湿地ニ植付候方可然、杉者谷間ニ植付候方可然、是

又前同断

梅・榎・栗者山腹又者尾通り可然、尤成丈ケ多分植付可申候、是又

前同断

外□・楓・姫子等者得与取調、追而可申立候

右之木品其廉々品訳いたし、檜者檜苗計、樺者樺苗木而已選立、箇所相定、都而地味相成之場所得与熟考之上植付可申候、尤右木品之内、榎・杉等は苗木植付候間合格別広く、檜其外も右ニ准し、都て間広ニ植付可申候、年々成木ニ随ひ、枝・梢共自由ニ風ニ靡キ不申候而者、皮膚之間水気上り方遅く相成、成木も格別年数相懸り候間、其段相心得、場広相成、小前ニて難渋申立候もの有之候とも、畢竟為筋之処得与申論、成丈ケ場広ニ植付可申候

一 右植木之儀、家別植付高多数ニて難渋之儀申立候ハ、格別減少も可申付候間、其段相心得、以後者年々不絶植増急度手入可致候、尤植木壹本毎ニ小札を建、植主名前相記置、其年は不及申翌年又者両三年後、

年月相立候とも立枯・雪折等いたし候ハ、植主方代苗木相償ひ為植付候様可取計候

一 右植木場所、是迄之地統者格別、新規ニ仕立候場所者山七・八分通方植始メ、年々山下え植下り候様可取計候

一 右植木場所之儀、前年秋廻村出役ニ見分請、上木者相残し、雑木は不残伐倒し、根を伐廻し置、縦何拾間・横何拾間与相仕立置、翌年春ニ至苗木植付見分請可申候

一 都而植木之儀、植付候丈ケ場所之上を掘、蚕糞を掻交植付候得者格別根付も宜敷、年々木立盛ニ相成、既ニ大野郡其外ニ而右様取計候村方も有之、畢竟為筋ニ相成候間、其段心得相用可申候

右の史料は、増田が在任していた安政六年（一八五九）三月に高山役所が植林を実施する村々に宛てて差し出した心得書の一部である。これを見ると、①適地への植栽（第二条）、②治山への配慮（第四条）、③密植地の疎開（第一条・第二条）、④除草の実施（第一条）、⑤除伐（第五条）、⑥施肥（第六条）、⑦補植（第五条）、⑧立札・帳簿への記録（第三条・第五条）など、高山役所の中に植林およびその後の育林に関するノウハウが蓄積され、これを広く村々へと普及しようとしていたことが明らかとなる。飛騨幕領のうち、享保より延享期に集中的な植林が行われた南方山では、こうした計画的な植林・育林の継続によって、小坂郷の一部など、明治二二年（一八八九）に皇室財産としての御料林へ編入される山々が登場するまでに森林資源が回復することになるのである。

以上のように、飛騨幕領では、明和九年（一七七二）の休山措置以降、元伐稼による天然林の伐採を「御救」目的に限定して、その参加村々を絞り込み、「余業相続方」に転換させていこうとするなど、きわめて抑制的に

森林「利用」を行ってきた。また一方では、享保より延享期以降の植林政策の推進と試行錯誤の繰り返しによって、少なくとも安政期以前には、経験主義的なものではあるが植林・育林の知識を蓄積し、これを普及させるまでに立ち至った。飛騨幕領における一八世紀以降の林政は、この両者のバランスをとりながら、森林資源の回復と山方村々「相続方」の両立を図ろうとしていたといえるのである。

註

- (1) たとえば所三男「近世林業史の研究」(日本学術振興会、一九八〇年)など。
- (2) たとえば、幕府では寛文六年(一六六六)に畿内各国へ「山川掟」を触れ出して過剰な森林伐採を戒め、また、尾張藩ではその前年の寛文五年に留山制度を公布、秋田藩でも同六年に留山制度を採用している。
- (3) 尾張藩で実施されたいわゆる「木曾五木」の伐採禁止措置などが、これに該当する。
- (4) この時期の植林政策については、飛騨幕領における事例などが参考になる。なお、この政策に関しては、高橋伸拓「飛騨幕領における木材資源の枯渇と植林政策―享保より延享期を中心に―」(徳川林政史研究所「研究紀要」第四二二号、二〇〇九年)を参照。
- (5) 深谷克己「百姓成立」(瑠璃房、一九九三年)。
- (6) 所三男「御救山」(国史大辞典)第二卷、吉川弘文館、一九八〇年。
- (7) 「岐阜県史 通史編 近世上」(岐阜県史、一九六八年)第三章第三節「岐阜県史 通史編 近世下」(岐阜県史、一九七二年)第四章第二節。
- (8) 田上一生「岐阜県林業史 上巻(飛騨国編)」(岐阜県山林協会、一九八四年)。
- (9) 拙稿「飛騨国山林地域における元伐生産と御樽木方地役人―宝暦期を中心に―」(徳川林政史研究所「研究紀要」第三七号、二〇〇三年)、同「飛騨国山林地域における食糧確保と高山役所」(徳川林政史研究所「研究紀要」第三八号、二〇〇四年)。

- (10) 前掲、高橋伸拓「飛騨幕領における木材資源の枯渇と植林政策」のほか、同「飛騨幕領における「中間支配機構」の再検討―山見重役制を中心に―」(『立正大
学大学院年報』第三号、二〇〇六年)、同「飛騨幕領における植林政策の展開
―天保と嘉永期を中心に―」(徳川林政史研究所「研究紀要」第四二号、二〇〇
八年)、同「飛騨幕領における御用木の運材と川下稼―南方を中心に―」(『国文
学研究資料館紀要「アーカイブズ研究篇」第五号、二〇〇九年)など。
- (11) 飛騨幕領における元伐生産の成立と展開に関しては、前掲の拙稿「飛騨国山
林地域における元伐生産と御樽木方地役人」を参照されたい。
- (12) 大原紹正による休山政策については、本号掲載の高橋伸拓「飛騨幕領におけ
る休山策と元伐生産の変容―明和期を中心に―」において詳細な分析が行われて
いるので、参照されたい。
- (13) 前掲、高橋伸拓「飛騨幕領における木材資源の枯渇と植林政策」を参照。
- (14) 「南方山内式拾五ヶ村御救 御材木伐出方改正御用留」(高山陣屋文書一・二四
―二八三、岐阜県歴史資料館所蔵)。以下、御材木伐出方改正一件に関する引用
史料は、特に断らない限り同史料による。
- (15) 山見重役の活動については、前掲の高橋伸拓「飛騨幕領における「中間支配
機構」の再検討―山見重役制を中心に―」に詳しい。
- (16) 信濃屋庄三郎に関しては、島田錦蔵「幕末の御用材仕出入信濃屋庄三郎の業
態」I・III(徳川林政史研究所「研究紀要」昭和五八年度―六〇年度、一九八四
―八六年)に詳しい。
- (17) 「山方新植木一件(写)」(高山陣屋文書一・二二―四三、岐阜県歴史資料館所
蔵)。